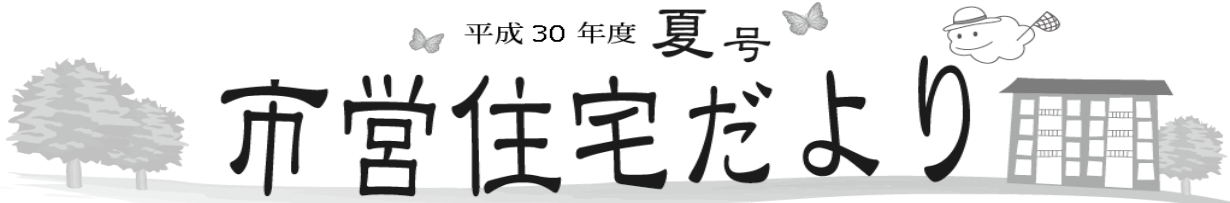


平成30年度 夏号

# 市営住宅だより



## 収入申告書及び減免申請書の受付を開始します ＜平成30年8月1日から8月31日まで＞ 平成30年度から申請書の受付窓口が変わりました！

【受付窓口】西宮市営住宅管理センター

〒662-0918

西宮市六湛寺町9番8号 市役所前ビル5階506

TEL：0798-35-5028

平成31年度の家賃を決定するために、市営住宅の入居世帯に収入申告書兼一般減免申請書（一般市営住宅、コミュニティ住宅）または家賃減免申請書（改良住宅）の関係書類を8月1日付で送付します。収入の有無にかかわらず、必要事項（平成29年中の収入等）を記入し、押印の上、必要書類を添えて（該当者のみ）、**8月31日（金）西宮市営住宅管理センター必着で返送してください。**なお、県公社住宅、特別賃貸住宅及び店舗については、申告の必要がないため、書類は送付されません。

収入申告書を提出しない場合には、収入状況に関係なく近傍同種の家賃（公営住宅法上の上限家賃）を負担していただきます。また、改良住宅においても家賃減免申請書を提出しない場合は、収入状況に関係なく規則家賃を負担していただきます。



収入等に応じた家賃にするために必ず期限までに提出してください。

# 家賃・駐車場使用料を期限内に納めましょう

家賃・駐車場使用料の納期限は毎月 10 日（土曜日、日曜日、祝日の場合はその翌営業日）です。

3 か月以上の滞納があれば、住宅の入居許可や駐車場の使用許可を取消し、明渡しを請求します。明渡し請求後に自主的な明渡しがない場合には、法的措置がとられます。

市営住宅・駐車場を快適にご利用いただくためにも、納期限までに納付をお願いします。

納付には便利な口座振替もご利用いただけます。

## 家賃・駐車場使用料のお支払は口座振替で！

### お手続きは…

○西宮市営住宅管理センターで、申込用紙をもらいます。

↓  
※お電話でご連絡をいただければ申込書を郵送します。

○必要事項を記入して、金融機関の窓口へ提出します。

↓  
○「口座振替決定について」のお知らせが届きます。

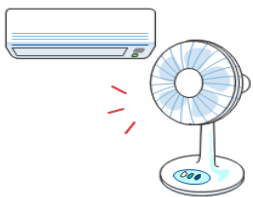
↓  
※提出から、およそ 1～2 ヶ月かかります。

↓  
○お知らせする振替開始月の 10 日から口座振替が始まります。

※土曜日、日曜日、祝日の場合はその翌営業日の引き落としとなります。



## 室内でも注意！熱中症！！



屋外だけでなく室内でも熱中症を発症することがあります。

高温多湿な環境にいることで、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態となります。

室内でも熱中症に十分注意しましょう。

○こまめな水分・塩分の補給をしましょう！

○扇風機やエアコンを使って、室内の温度調節をしましょう！

○室内換気や遮光カーテンなどで、室内の温度が上がりにくい環境を確保しましょう！

○温度計を置くなど、室内の温度を確認しましょう！

○睡眠不足など、体調管理には注意しましょう！

# 入居に関する手続き

## 1. 世帯構成の変更

入居後、ご家族に出生、死亡、転出等が生じた場合、市民第1課・市民第2課だけでなく西宮市営住宅管理センターにも届出が必要です。 連帯保証人に変更があった場合も届けてください。

## 2. 入居承継・同居

名義人が死亡、または高齢等により退去した場合、同居の家族が市営住宅に住み続けるには「入居承継」の手続きが必要です。

新たな同居人を迎える場合や、以前同居していた方が再度同居することになった場合は、「同居申請」の手続きが必要です。

※「入居承継」「同居申請」とも承認には条件があります。必ず事前に西宮市営住宅管理センターにご相談ください。

# 水漏れや火事は他人事だと思いませんか？

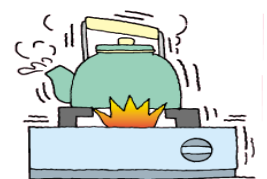


市営住宅で入居者の過失による水漏れや火災が毎年発生しています。水漏れの原因には、浴室の排水口の清掃を怠り、詰まった状態のままシャワー等を使用したために、浴室から溢れた水が下の階へ漏れたものや、洗面器に洗濯物を置いたまま水を出しっ放しにし、洗面器から溢

れた水が漏れたもの等があります。また、火災の原因には、天ぷら油の加熱等があげられます。

水漏れや火災を発生させ建物に損害を与えた場合、その入居者は家主である市に対して原状回復義務があり、その費用等について賠償責任が生じます。

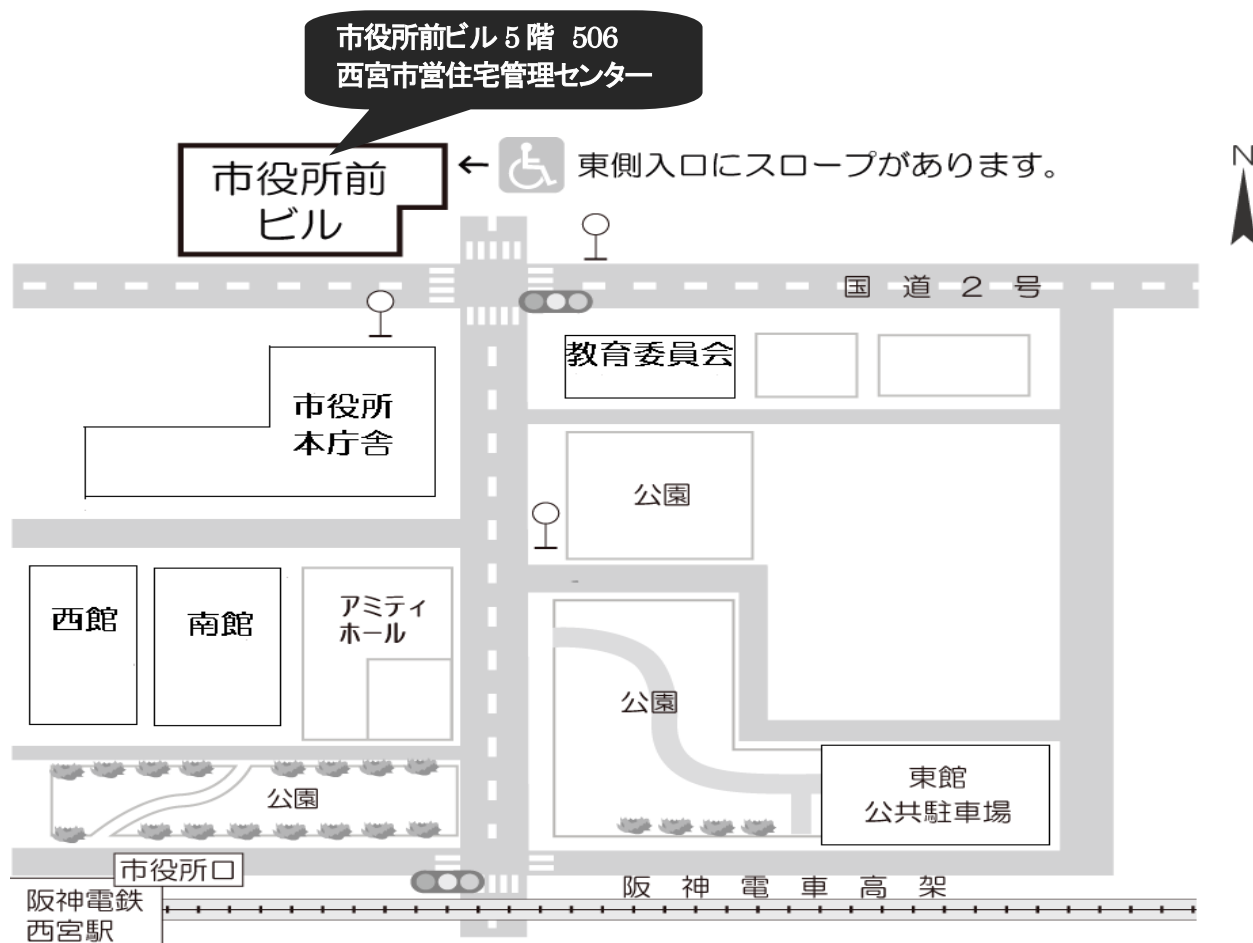
日頃から水回りの排水口や排水管を清掃するよう心掛けるとともに、火元の管理には十分気をつけましょう。また、万が一に備え、市民共済や保険会社等による火災保険等（家財補償、借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償がある保険）に加入されることをお勧めします。 補償内容や保険料は、保険会社等でご確認ください。



# 共用部に物を置かれている方は撤去してください

廊下や階段、踊り場等の共用部分に自転車や植木、物置、エアコンの室外機（設置スペースがある場合を除く）、パラボラアンテナ等、物を置くことは禁止されています。通行の妨げになることや、緊急時に消防等の活動の妨げとなることから、西宮市火災予防条例第43条の2に違反します。また、近隣住民とトラブルの原因となる可能性もありますので、撤去をお願いします。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先・時間	所在地	電話番号
市営住宅及び敷地内の日常的な管理 について	西宮市営住宅 管理センター 午前9時 ～午後5時30分	市役所前ビル 5階 506	(0798) 35-5028
市営住宅の入居者の募集、返還について			
市営住宅の入居者の異動などについて			
市営住宅の家賃について			
建替対象住宅からの住替えについて			
市営住宅の駐車場・模様替え・その他 について			(0798) 35-5145
市営住宅の修繕について			
夜間・休日の緊急連絡先			(0798) 35-5145



視覚障害者の方のご要望により「市営住宅だより」をテープ録音して配布する取り組みをおこなっております。数に限りがございますので、ご希望の方はご連絡ください。(TEL0798-35-5028)